

お知らせ

平成 30 年 5 月 16 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3，4 号機共用設備の使用承認をいただきました

当社は、玄海原子力発電所 3 号機の運転に必要な 4 号機に属する 3，4 号機共用設備について、3 号機の通常運転復帰後に使用する必要があるため、原子炉等規制法等に基づき、本年 4 月 19 日に原子力規制委員会及び経済産業大臣へ使用承認申請をしておりました。

本日、同委員会及び同大臣より承認をいただきましたのでお知らせします。

当社は、今後とも、発電所の安全・安定運転の継続に万全を期してまいります。

【玄海 4 号機に属する 3，4 号機共用設備の使用承認申請書の内容】

平成 30 年 5 月 16 日から 4 号機の使用前検査の合格日までの間、4 号機に属する 3，4 号機共用設備を 3 号機で使用する。

以 上